

安全運転管理者等の選任届について

石川県公安委員会

安全運転管理者、副安全運転管理者を新たに選任される場合及び、安全運転管理者、副安全運転管理者を変更される場合又は、事業所の名称、所在地（住所）等に変更がある場合は下記事項を御一読の上、速やかに届出をお願いします。

記

1 届出について

安全運転管理者等に変更がある場合は、道路交通法第74条の3第5項により、「選任した日から15日以内に、所定の事項を自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会（自動車の本拠地を管轄する警察署の交通課）に届出なければならない」と記載されています。

安全運転管理者等に変更があった場合は、速やかに届出をお願いします。

2 管理者の選任について

選任しようとする安全運転管理者、副安全運転管理者の方は法律で要件が定められています。

(1) 安全運転管理者

ア 20歳以上の者。（副安全運転管理者を選任する場合は30歳以上）

イ 2年以上の運転管理の実務経験を有する者。

ウ 過去2年以内に公安委員会の安全運転管理者等の解任命令を受けたことのない者。

エ 過去2年以内に下記の違反行為をしたことのない者。

(ア) 無免許・酒酔い・酒気帯び・麻薬等運転、ひき逃げ

(イ) 無免許運転にかかわる車両提供・車両への同乗

(ウ) 酒酔い・酒気帯び運転にかかわった車両・酒類の提供、同車両への同乗

(エ) 酒酔い・酒気帯び・麻薬等運転、過労・無免許・無資格運転、最高速度違反運転、積載制限違反運転、放置駐車違反の下命容認

(オ) 自動車使用制限命令違反

(2) 副安全運転管理者

ア 20歳以上の者。

イ 1年以上の運転管理の実務経験を有する者か、3年以上の運転経験を有する者。

ウ 過去2年以内に公安委員会の安全運転管理者等の解任命令を受けたことのない者。

エ 過去2年以内に(1)、(ア)～(オ)の違反行為をしていない者。

3 お問合せ先

選任届けに関しご不明な点がございましたら、警察署又は警察本部交通企画課へお問合せ下さい。

- | | | | |
|------|-----------------|-------|--------------|
| (1) | 金沢中警察署 | 交通第一課 | 076-222-0110 |
| (2) | 金沢東警察署 | 交通第一課 | 076-253-0110 |
| (3) | 金沢西警察署 | 交通第一課 | 076-266-0110 |
| (4) | 大聖寺警察署 | 交通課 | 0761-72-0110 |
| (5) | 小松警察署 | 交通課 | 0761-22-0110 |
| (6) | 能美警察署 | 交通課 | 0761-57-0110 |
| (7) | 白山警察署 | 交通第一課 | 076-216-0110 |
| (8) | 津幡警察署 | 交通課 | 076-289-0110 |
| (9) | 羽咋警察署 | 交通課 | 0767-22-0110 |
| (10) | 七尾警察署 | 交通課 | 0767-53-0110 |
| (11) | 輪島警察署 | 交通課 | 0768-22-0110 |
| (12) | 珠洲警察署 | 交通課 | 0768-82-0110 |
| (13) | 石川県警察本部交通部交通企画課 | | 076-225-0110 |